

日医工MPS行政情報シリーズ

http://www.nichiiko.co.jp/mps/mps_m.html

「国民健康保険のジェネリック医薬品普及促進策」 厚労省国民健康保険課長通知 厚労省国民健康保険課事務連絡

資料作成：日医工株式会社 MPSチーム 飯田裕美
(監修：医業経営コンサルタント登録番号第4217 菊地祐男)



資料No.210512-120-2



日医工株式会社

<http://www.nichiiko.co.jp>

厚労省国民健康保険課長通知

保国発0120001号
平成21年1月20日

平成21年1月20日付け

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険

国民健康保険における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進について

国民健康保険における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進について

- ①「ジェネリック医薬品希望カード」の配布等について
- ②後発医薬品（ジェネリック）を利用した場合の自己負担額の軽減の周知等について
- ③都道府県の支援について

特に②の「後発医薬品（ジェネリック）を利用した場合の自己負担額の軽減の周知等について」は、09年度から「先発品と後発品の自己負担の差額通知サービス」として、全国の市町村国保の努力義務とし、医療費が全国平均を大幅に上回る「指定市町村」については、半ば強制的に差額通知を行わせる内容となっている。

厚労省国民健康保険課 事務連絡

平成21年3月18日付け

事務連絡
平成21年3月18日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康

平成21年度の指定・準指定市町村の安定化計画作成に当た
った後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進策

平成21年度の指定・準指定市町村の安定化計画作成に当たった後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進策

- ①ジェネリック医薬品希望カードの配布等について
- ②後発医薬品（ジェネリック）を利用した場合の自己負担額の軽減の周知等について
- ③都道府県の助言・指導等について

1月20日の国保課長通知では、「指定市町村」(24県109市町村)に対し、改善策の実施を半ば強制的に義務付けているが、3月18日の事務連絡では、「準指定市町村」(25県161市町村)に対してもジェネリック使用促進のための改善策実施を指示している。指定市町村と準指定市町村を合わせた270の市町村(全国約1800に対して15%)の国保が、差額通知などを実施することになる。

「指定市町村」

指定市町村とは...

医療給付費が著しく高く、安定化計画策定の対象となる市町村のこと
毎年1月末に決まり、3月末までに医療費を抑制するための安定化計画の作成が求められる。

<決め方>

前々年度の実績給付費に指定年度の制度改正などを加味して決めた地域差指数が**1.14**を超える市町村が指定対象となる。

<市町村数>

平成20年度は84市町村だったが、平成21年度は**109市町村**と25市町村増加した。[参考:全市町村数1781(総務省平成20年2月1日)]

「準指定市町村」

準指定市町村とは...

国が定める指定市町村に加え、国と都道府県が協議のうえで準ずる扱いとして、国保財政がピンチの市町村に改善を求めるとして指定される市町村。

＜決め方＞ ①～④のいずれかに該当する市町村が対象(21年度)

- ①、18年度または19年度に指定市町村だったが20年度は指定市町村でない市町村
- ②、①以外で20年度(18年度実績)の地域差指数(特別事情控除前)が1.10を超え、かつ、直近の医療費の伸びが高い市町村
- ③、19年度に準指定市町村であった市町村
- ④、①～③以外で都道府県の基準により準指定市町村となった市町村

＜市町村数＞

平成21年度は347市町村が対象となったが、都道府県との協議の結果、161市町村が指定された。20年度は195市町村(29道府県)だったため、約2割減少した。

安定化計画とは

内容

- 1) 高医療費の内容分析
- 2) 安定化計画の目標設定
- 3) 医療費適正化等国民健康保険事業の安定化のための具体的な措置
- 4) 安定化計画の実施体制の整備

国民健康保険課長通知(平成21年1月20日)
の記載事項

2 安定化計画における規定について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の2に基づく指定市町村においては、特に1（2）の促進策に努めることとし、同条に基づく安定化計画において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に係るその具体的取組についての計画を明記することとする。

なお、安定化計画の作成指針（平成20年2月27日厚生労働省告示第34号）においても、安定化措置の内容として「後発医薬品の使用促進」を加える改正を行う予定であるので申し添える。

都道府県	指定市町村[109]	準指定市町村[161]
北海道 (23, 40)	小樽市、留萌市、苫小牧市、赤平市、滝川市、登別市、伊達市、北広島市、黒松内町、京極町、共和町、仁木町、余市町、由仁町、長沼町、南富良野町、小平町、猿払町、浜頓別町、枝幸町、利尻町、洞爺湖町、白老町	札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、夕張市、岩見沢市、網走市、美唄市、芦別市、江別市、三笠市、根室市、千歳市、砂川市、深川市、恵庭市、石狩市、北斗市、七飯町、森町、八雲町、厚沢部町、せたな町、島牧村、寿都町、喜茂別町、倶知安町、岩内町、泊村、積丹町、古平町、南幌町、栗山町、空知中部広域連合、美幌町、遠軽町、豊浦町、平取町、広尾町、陸別町
秋田県 (1, 0)	井川町	
福島県 (1, 2)	大熊町	広野町、楢葉町
群馬県 (1, 0)	神流町	
新潟県 (1, 0)	阿賀町	
埼玉県 (0, 1)		東秩父村
山梨県 (1, 0)	身延町	
富山県 (1, 7)	朝日町	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、黒部市、小矢部市、射水市
石川県 (1, 5)	宝達志水町	金沢市、羽咋市、川北町、かほく市、志賀町

都道府県	指定市町村[109]	準指定市町村[161]
三重県 (1, 1)	紀北町	南伊勢町
大阪府 (1, 0)	岬町	
京都府 (0, 1)		井手町
和歌山県 (0, 1)		紀美野町
兵庫県 (1, 0)	赤穂市	
鳥取県 (2, 4)	境港市、若桜市	三朝町、日吉津村、大山町、江府町
島根県 (2, 4)	浜田市、津和野市	江津市、海士町、飯南町、美郷町
岡山県 (0, 4)		津山市、玉野市、奈義町、美咲町
広島県 (9, 4)	呉市、竹原市、三原市、尾道市、三次市、坂町、江田島市、安芸太田市、大崎上島町	大竹市、熊野町、廿日市市、北広島町
山口県 (0, 1)		宇部市
徳島県 (11, 1)	小松島市、石井町、神山町、坂野町、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町、美波町	上勝町

都道府県	指定市町村[109]	準指定市町村[161]
香川県 (8, 6)	高松市、丸亀市、坂出市、東かがわ市、直島町、まんのう町、観音寺市、小豆島町	善通寺市、三木町、宇多津町、琴平町、さぬき市、三豊市
愛媛県 (2, 4)	四国中央市、上島町	新居浜市、東温市、久万高原町、松前町
高知県 (2, 7)	室戸市、芸西村	南国市、東洋町、奈半利町、安田町、大川村、仁淀川町、佐川町
福岡県 (18, 17)	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、柳川市、八女市、筑後市、行橋市、豊前市、久山町、鞍手町、大木町、星野村、赤村、みやま市、川崎町、みやき町、上毛町	福岡市、田川市、嘉麻市、朝倉市、宇美町、須恵町、水巻町、岡垣町、宮若市、桂川町、筑前町、うきは市、香春町、福智町、糸田町、築上町、吉富町
佐賀県 (8, 5)	佐賀市、鳥栖市、多久市、神埼市、吉野ヶ里町、みやき町、小城市、大町町	鹿島市、上峰町、玄海町、白石町、嬉野市
長崎県 (0, 9)		長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、時津町、川棚町、波佐見町、西海市、雲仙市
熊本県 (2, 11)	荒尾市、水俣市	南関町、西原村、嘉島町、湯前町、五木村、山江村、球磨村、苓北町、上天草市、八代市、玉名市
大分県 (4, 3)	大分市、臼杵市、津久見市、宇佐市	豊後高田市、日出町、豊後大野市
宮崎県 (1, 3)	日之影町	日南市、諸塚村、美郷町
鹿児島県 (7, 11)	枕崎市、いちき串木野市、指宿市、南さつま市、垂水市、南九州市、日置市	鹿児島市、薩摩川内市、阿久根市、出水市、伊佐市、さつま町、始良町、蒲生町、湧水町、大和村、宇検村
沖縄県 (0, 9)		名護市、糸満市、国頭村、東村、今帰仁村、本部町、金武町、中城村、渡名喜村